

[事案 23-157] 未経過保険料返還請求

・平成 24 年 2 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から、年払いで保険料を支払っていても、未経過期間の保険料については返還を受けることができると説明を受けたとして、解約を申し出た以後の未経過保険料の返還を求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 3 月に利率変動型積立保険に加入した。平成 23 年 2 月に募集人から保険料の見直しの提案を受けて契約転換を勧められた際に、年払保険料を支払った後、3 月以降に見直しをするとどうなるかを確認したところ、募集人より、後で月払いに変更でき、年払いをしたとしても保険期間の未経過分については返還を受けることができると言われた。そこで、他社保険に加入し、本契約の解約を申し出たが、未経過保険料の返還を受けることができなかった。、よってコールセンターに解約申し出をした 6 月以降の未経過分保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により、未経過保険料を返還してほしいという請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人が、申立人主張の説明をした事実はない。
- (2) 保険契約は附合契約であり、その内容は約款によって規定されている。
- (3) 申立人は、まだ解約手続を行っておらず、申立契約は継続している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、約款にかかわらず申立人主張のような取扱がなされる契約が成立したとの主張、あるいは募集人の虚偽の説明によって期中解約により損害を被ったとして不法行為（民法 715 条）に基づく損害賠償を求めるものと解釈して、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記の理由により申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 保険会社のコールセンターの通話記録によれば、申立人は平成 23 年 6 月に解約の希望を述べているものの、解約の意思表示はしておらず、その後も正式に解約の請求をした事実は認められないので、平成 23 年 6 月に申立契約の解約が成立したとは認定できず、申立契約は、その後も有効に存続していたと解される。よって、その余の点を判断するまでもなく、申立人の主張は成立しない。
- (2) 仮に、平成 23 年 6 月時点で申立人の解約の意思表示があったとしても、以下のとおり、申立人の主張は認められない。

保険契約は附合契約【注】なので、その内容は約款の記載によるが、約款の解釈にあたっては、約款制定時の法律の解釈に従うところとなる。申立契約は、約款所定の年

払契約に該当するが、その解釈は、保険法成立前の法解釈によるべきところ、同法成立前は、保険料期間中の保険料について、保険契約が、保険料期間内に応じた保険事故料率を元に将来を予測して保険料を決定するものであることから、保険料期間開始後には、保険者は当該保険料期間の保険料全額を請求でき、また、一旦受領した保険料を返還する必要はない（保険料不可分の原則、旧商法 653 条・655 条）と解釈されていた。

よって、約款の規定上、年払保険料支払の後、保険料期間中に解約が成立したとしても、申立人が、未経過保険料の返還を請求することはできない。

- (3) 申立人の主張を、募集人の虚偽の説明による損害賠償請求の主張であると解したとしても、本申立てにおいて、募集人が、申立人に誤った説明をしたと認めることができる証拠は存在しておらず、この主張も認めることができない。

【注】附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されています。